

公共サービス改革小委員会
第8回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第8回公共サービス改革小委員会
議事次第

日 時：平成22年2月12日（金） 17:30～18:37

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 法務省からのヒアリング（供託）

3. 閉 会

<出席者>

委員：落合主査、小幡副主査、渡邊副主査

法務省：民事局 原局長、江原商事課長、堀総務課補佐官、菅原総務課補佐官
大臣官房秘書課 佐々木官房参事官

事務局：佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、上野参事官、山谷企画官

○落合主査 それでは、時間になりましたし、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思えます。今回は第8回の「公共サービス改革小委員会」ということになります。本日は公共サービスの見直しの検討分野の1つとして供託というものが取り上げられているわけで、供託制度とその取扱いの現状というものについてヒアリングを行いたいと思えます。

それで、法務省の方から御出席いただいているわけですが、御説明は原民事局長と江原商事課長からいただけるということです。お忙しいところおいでいただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速、時間的には全部で1時間ですので、30分程度で法務省から御説明をお願いいたします。

○原局長 民事局長の原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、官民競争入札等監理委員会の皆様には、登記の乙号事務の「市場化テスト」の関係で大変お世話になっております。この場をお借りして、まずは御礼を申し上げます。

それでは、本日は、私から供託制度の意義について簡単に説明させていただいた上で、今回の供託事務に係る公共サービスの見直しに関して法務省で改めて検討した結果の骨子について、申し上げたいと思えます。

まず、供託制度の意義についてであります。御案内のとおり、供託とは、国の機関である供託所に対し、金銭または有価証券を預けてその管理を委ね、最終的には供託所を通じてその金銭または有価証券をある者に取得させることによって、債務の消滅等の一定の法律上の目的を達成しようとする制度でございます。

この達成しようとする一定の法律上の目的に応じまして、弁済供託、執行・配当供託、担保保証供託、没取供託、保管供託など、さまざまな種類の供託が存在しておりまして、これらの供託に関する根拠法令は実に約650か条もの多数に及んでおります。

そして、これらの供託の根拠法令につきましては、近年、改正が頻繁にされたり、新たな規定が設けられるなどしておりまして、供託制度はますますその活用領域を広げている制度でございます。

次に、供託事務に係る公共サービスの見直しに関して、法務省で改めて検討した結果の骨子について御説明いたします。

結論から申し上げますと、供託事務は「市場化テスト」になじむ性質のものではないということでございます。その理由は、大きく分けまして、2点に集約することができると考えております。その理由の1点目は、供託事務は高度の専門的知識及び能力を必要とする法律審査事務であり、法務局職員でなければ担当することができない事務であるということでもあります。

供託は一般に余りなじみのない制度でございますので、供託事務は、ややもしますと、銀行等の金融機関における預金等の事務と同じではないかと誤解される向きがあるようでございますが、供託事務は、金融機関における預金等の事務とは全く性質が異なる事務でございます。すなわち、金融機関における預金等の事務は、基本的には、預金者の意向に従いまして、預金を預かった上で預金の払戻しに応じるという機械的で単純な事務でございますが、供託事務は、供託の申請にしても、また、供託物の払渡請求にしても、当該申請や当該請求が適法で有効なものであるか否かを関係法

令に照らして個別、具体的に審査し、判断するという作用を中核とする事務でございます。

その意味におきまして、一般に、供託事務は、司法作用に準ずる高度で複雑な法的判断を伴う法律審査事務であると言われていたわけでございます。したがって、供託事務を適正かつ迅速に処理し、供託制度に対する国民の信頼に的確にこたえていくためには、担当者が関係法令に照らして高度で複雑な法的判断をすることができるだけの専門的知識及び能力を備えている必要がございます。私どもといたしましては、専門的な研修と訓練を受けている法務局職員でなければ供託事務を担当することはできないものと考えております。

次に、理由の2点目でございますが、供託事務に関しましては「市場化テスト」を実施するメリットがなく、受託事業者が見込まれないということでございます。御案内のとおり、供託事務は全国各地に存在する供託所において行われています。供託所は現在全国に331か所存在していますが、その供託所のほとんどは、担当者が数名しか配置されていない、極めて小規模な供託所でございます。しかも、これらの小規模な供託所におきましては、担当者のほとんどが供託以外の法務局の他の事務を兼任しているという状況でございます。

したがって、供託事務に関しまして「市場化テスト」を実施しても、およそ経費を節減する余地がなく、かえってコストが高く付くことになるといわざるを得ませんので、そもそも「市場化テスト」を実施するメリットがないものと考えております。

なお、仮に供託事務に関して「市場化テスト」を実施した場合、受託事業者として想定されますのは、銀行等の金融機関に限られるのではないかと考えられますが、供託事務を受託するためには、法務局職員に匹敵するだけの専門的知識及び能力を有する要員を確保しなければならないことや、供託の窓口業務時間が平日の午後5時15分までであることなどを考え併せますと、銀行等の金融機関が受託事業者として手を挙げることは見込まれないのではないかと考えております。

大まかに申し上げまして、以上の2つの理由から、供託事務は「市場化テスト」になじむ性質のものではないと考えておりますので、その詳細につきまして、引き続き制度の所管課長から説明をさせていただきます。

○江原課長 供託制度を担当しております民事局商事課長の江原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、ただいま民事局長から骨子について説明をさせていただきました2点の理由につきまして、私の方から既に提出させていただいております資料も用いまして、更に敷衍して説明をさせていただきます。

まず1点目の理由でございます。供託事務は高度な専門的知識及び能力を必要とする法律審査事務であり、法務局職員でなければ担当することができない事務であるということについて説明いたします。

この点に関連しまして、供託手続の基本法でございます供託法が、なぜ供託所を法務局とし、供託事務を国家機関である法務事務官たる供託官に行わせることとしたのかについて判示したと考えられます最高裁判所の判例がございます。そこで、その内容について改めて確認させていただきます。

最高裁判所の昭和 45 年 7 月 15 日の大法廷判決は、供託事務につきまして、供託により弁済者は債務を免れることとなるばかりでなく、金銭債務の弁済供託事務が大量で、しかも確実かつ迅速な処理を要する関係上、法律秩序の維持、安定を期するという公益上の目的から、法は国家の後見的役割を果たすため、国家機関である供託官に供託事務を取り扱わせることとした上、供託官が弁済者から供託物取戻しの請求を受けたときには、単に民法上の寄託契約の当事者的地位にとどまらず、行政機関としての立場から右請求につき理由があるかどうかを判断する権限を供託官に与えたものであると判示しております。

すなわち、この大法廷判決によりますと、供託官の行為は行政処分であることはもとより、供託事務は公益上の目的から国家機関である法務事務官たる供託官が取り扱うべきものであるとの考えを示していることとなります。

このような考え方は、先ほど民事局長から申し上げました私どもの考え方と同趣旨のものであると考えられますが、更にこのような私どもの考えを、供託事務は高度の専門的知識及び能力を必要とする法律審査事務であるということと、供託事務は法務局の職員でなければ担当することができない事務であるということとの 2 つに分けて、順次説明をさせていただきます。

まず、供託事務は高度の専門的知識及び能力を必要とする法律審査事務であるということですが、この点につきまして、提出いたしました資料を用いて説明いたします。

お手元の資料のうちの、資料①の「供託事務処理手続の流れ」と題する 2 枚紙をごらんいただけますでしょうか。この供託事務の処理につきましては、大きく分けまして「供託の受理手続」と「供託物の払渡手続」とに分けることができます。

まず、そのうち「供託の受理」につきましては、資料の 1 枚目にありますとおり、供託者からの供託の申請につき、供託書及び資格証明書、委任状といった添付書類の提出や、提出書類の提示を受けることとなります。

そうしますと、供託官は係員と一体となって供託書や添付書類、提出書類を基にして、供託根拠法令、これは提出いたしました資料②の「関係法令全一覧」のとおり、実に約 650 か条もの多数に及んでおり、かつ、近年頻繁な改正や新規の法律の制定が相次いでおりますが、これらの法令に照らして、当該供託の申請が適法、有効であるかどうか否かを複層的に審査することとなります。その際、供託官は、供託書が所定の様式にしたがって作成され、かつ、必要な資格証明、委任状等の添付や提示がされているか等の形式的な要件の存否だけでなく、供託書に記載された供託原因事実及び供託根拠法令の規定に照らして、当該申請に係る供託が実体法上の要件を具備した有効なものか否か等の実質的要件の存否をも調査しなければならない、職務上の義務を負っております。

なお、資料にも記載しておりますとおり、このような職務上の義務を負っていることにつきましても、最高裁判所の判決が存在するところでございます。

このように、供託官は、供託書及びその添付、提示書類に記載された内容に基づき、手続的要件と実質的要件とを審査して、申請を受理すべきか否かを判断することとなります。そして、その審査の結果、当該申請が適法で、かつ、有効であると判断することができる場合には、これを受理することとなり、他方で、不適法または無効であると判断する場合には、申請人が任意に取り下げな

い限り、却下するということになります。

それでは、次に供託物の払渡手続について説明いたします。この場面につきましては、2枚目の「供託の払渡手続」をごらんください。

供託官は、供託物の還付を受け、または取戻しをしようとする者から、供託物の払渡請求書及び必要な書類、これには還付を受ける権利を有することを証する書面、取戻しを受ける権利を有することを証する書面、反対給付があったことを証する書面等が含まれますが、これらの提出及び提示を受けることとなります。

その上で、供託官は、提出された供託物払渡請求書及びその添付、提示書類、更には供託所保管に係る供託書の副本等と供託根拠法令に基づき、当該供託物の払渡請求が適法かつ有効なものであるか否かを審査することになります。その審査の結果、適法かつ有効であると判断することができる場合には、これを認可することによって供託物を払い渡し、他方で、不適法または無効であると判断する場合には、請求者が任意に取り下げない限り、却下をすることになります。

もちろん、この払渡しの事務における供託官の審査も、先ほど申しあげました供託の受理手続と同様に、単なる手続的要件だけではなく、実質的要件にも及ぶこととなります。そして、この払渡しの場面におきましては、その実質的要件の審査の範囲は、当該払渡請求者が還付請求権または取戻請求権をそもそも有する立場にあるかどうかという点に加えて、これらの請求権について払渡しを阻害する事由、具体的には譲渡や差押え、時効消滅等の事由がこれに当たりますが、これらの事由が存在しないかどうかということについても、審査しなければなりません。

以上の供託申請の受理、供託物払渡請求の認可に当たっての審査の具体的内容につきましては、提出いたしました資料④の「審査事務の具体的内容」と題する2枚紙をごらんいただけますでしょうか。供託官は、一つ一つの申請あるいは請求につきまして、この資料④の1枚目の真ん中にございます「具体的に中核となる審査事項」に記載しております受理手続の①～⑧まで、それから「払渡手続」の①～⑤までの各事項につきまして、吟味をしていくということになります。

この資料④では、以上の内容を更に理解していただくため、1枚目の下の方から2枚目にかけて「実体的要件の審査に関する具体的な幾つかの基本的事例」を数例挙げさせていただきました。もちろん、これらの例はほんの一例にすぎないものでございます。

このように、供託事務は司法作用に準ずる高度で複雑な法的判断を伴う純然たる法律審査事務でありまして、既に「市場化テスト」を実施しております登記の乙号事務、具体的には登記事項証明書や印鑑証明書、地図の写し等の交付に係る事務や登記簿、地図等の閲覧に係る事務でございますけれども、この乙号事務のように交付や閲覧の請求者の請求どおりに、特段の審査事務を要することなくマニュアルに沿って業務を遂行することができるような定型的な事務とは、全く内容、質が異なるものでございます。

また、先ほど民事局長から、供託事務はややもすると銀行等の金融機関における預金等の事務と同じではないかと誤解される向きもありますが、供託事務は金融機関における預金等の事務とは全く性質が異なる事務であるということを申しあげました。まさにそのとおりでございます。これまで説明いたしましたとおり、供託事務は預金者の意向に従って預金を預かった上で、預金の払戻

しに依るという機械的で単純な銀行等の金融機関における預金等の事務とは、全く異なったものであるということができるのでございます。

以上が、供託事務は高度な専門的知識及び能力を必要とする法律審査事務であるということの説明でございますけれども、次に進んで、供託事務は法務局職員でなければ担当することができない事務であるということにつきまして説明をさせていただきます。

まず、是非とも御理解をいただきたいのは、私どもといたしましては、この供託事務が公権力性を有するとか、行政処分であるとか、だから公務員でなければならず、民間ではできないのだとか、そういうことを申し上げているのでは決してないということでございます。先ほども説明いたしましたように、供託事務は高度の専門的知識及び能力を必要とする純然たる法律審査事務であるがゆえに、その担い手が法務局職員でなければならないということを申し上げたいということにあるということでございます。

法務局におきましては、供託に関する事務以外にも、戸籍に関する事務、登記、これには御案内のとおり不動産登記や商業法人登記を始め、さまざまなものがございすけれども、この登記に関する事務、国が当事者となる訴訟に関する訟務事務等、各種のさまざまな法律事務を所掌し、担っているところでございます。

したがって、提出いたしました資料⑤、最後のものですが、「専門的知識・能力の養成方法」と題する1枚紙にありますとおり、これらの他の事務の経験、研修をも通じて、法的知識及び能力を有する法務事務官が育成され、そのような者の中から供託に関する事務に従事する職員や供託官に充てられるものが出てくることとなります。

また、この供託官等の、実際に供託事務に従事する職員に対しましても、さらなる専門的な研修等を随時実施しております。このように、法務局では、民事法務に関する総合的な知識及び経験を有する供託官を養成する人事管理を行うとともに、これに類する育成プログラムを供託事務の担当者にも課しております、彼らのレベルの維持、さらなる向上をも図っているところでございます。

このような養成、任用の過程を経た者である法務局職員が担う結果、供託事務は先ほど申し上げました最高裁判決の指摘する公益上の目的を達成しているものと考えますし、国民の信頼に的確に答えられているものと考えております。

したがって、供託に関する事務の実施主体を民間事業者とすることによって、これまで法務局職員が担ってきた供託事務と同等のレベルにおいて事務を行うということは、極めて困難ではないかと考えております。

この点、例えば弁護士等の法律専門家を活用するという事も考えられますが、その場合には、専門性についての担保はともかくといたしまして、公共サービス改革基本方針で定められている経費の削減を実現することが不可能であることは言うを俟たないないところであろうかと存じます。

私どもが考えております1点目の理由でございます、供託事務は高度の専門的知識及び能力を必要とする法律審査事務であり、法務局職員でなければ担当することができない事務であることは以上のとおりでございます。

なお、以上のことは、供託制度の沿革を振り返ってみましても明らかであると考えております。

供託制度は、明治 23 年の旧民法及び商法の制定に伴って制定された供託規則の施行をもって発足し、明治 32 年の現行の民法及び商法の制定に伴って制定されました現行の供託法の施行によって引き継がれて、今日に至っているものでございます。

そして、この供託制度の運営でございますけれども、この制度の発足当初は大蔵省が所管しておりまして、金庫、具体的には、国庫金の出納保管について、国の委託を受けていた日本銀行に設置されておりましたけれども、この金庫が実施しておりました。しかし、大正 11 年の供託法の改正に際しまして、この供託事務が単純な金銭の出納保管事務ではなく、法律審査事務であるということが広く自覚されるに至ったため、法務省の前身である司法省の所管となり、現在の供託所の前身である供託局が実施することとされたという経緯がございます。

まさに、先ほど述べました最高裁の大法廷判決も指摘するところの、供託法が法務局を供託所とし、国家機関である法務事務官たる供託官に供託事務を取扱わせることとした趣旨は、現代におきましてもいささかも変わらない、むしろ複雑多様化した現代社会にありましては、国民生活の基盤となる法律、秩序の維持、安定という公益上の目的を果たすためには、法務局職員が担う必要性がますます高まっていると考えられるところでございます。

次に、民事局長が骨子として申し上げました 2 点目の理由でございます供託の事務に関しては「市場化テスト」を実施するメリットがなく、受託事業者が見込まれないということについて説明いたします。

これまでお話ししましたように、供託に関する事務は法的な専門性が極めて高いものでございます。したがって、専門的知識及び能力の組織的な養成を受けている法務局職員ゆえに、担当することができるものであると考えております。

一方、法務省及び法務局におきましては、このような専門的知識及び能力を有する職員による事務を前提としつつも、その事務の処理方法等につきましては、当然のことながら不断の見直し、改善を実施してきております。具体的には、利用者の利便性を確保しながらその合理化を進めるという観点から、事務フローの見直しや事務処理のコンピュータ化等を行ってきております。

また、これも公務の性質上当然のことではございますけれども、査定庁による毎年の厳格な定員管理等の下で、必要最小限の体制で供託事務を行ってきております。

供託事務を担う職員は、提出いたしました資料③の「供託所一覧・供託所別処理件数・供託所別人員配置・専従職員の人件費」と題するペーパーに記載しております。全国で専従職員が 268 名、兼任職員が 492 名の計 760 人でございます。

そして、その配置の具体的な状況でございますが、特に大規模な供託所を除きまして、法務局または地方法務局の本局の供託課では、おおむね供託官 1 名及び事務担当職員 2 名の計 3 名を配置しております。また、支局におきましては、供託官 1 名及び事務担当職員 1 名の計 2 名を配置しておりますが、これらの者は戸籍、国籍、訟務、人権擁護など、供託以外の事務も兼任しつつ、供託事務を処理しております。

一方、東京法務局、大阪法務局等の本局などの、特に大規模な供託所におきましては、大量の事件が申請、請求されることなどからそれなりの人員を配置しておりますが、これも必要最小限の要

員で賄っているところがございます。このような状況でございますから、供託事務について現状以上の質の維持を図りつつ、経費の削減を図るといふ余地は存在しないものと考えております。

このような中において、供託事務について「市場化テスト」を行ったと仮定いたしますと、東京や大阪の本局などの大規模な供託所を除くほとんどの供託所は、担当者が数名しか配置されていない極めて小規模な供託所であり、しかも、これらの供託所におきましては、担当者のほとんどが他の民事法務行政事務と兼務しつつ供託事務を行っているものですから、「市場化テスト」によって民間の職員にゆだねることのできる職務の範囲というものは、極めて限られることとなります。

また、仮に実施したとしても、およそ経費を削減するという余地というものがほとんどなく、かえってコストが高く付くことになるだろうと考えております。

それでは、東京、大阪の本局等の、特に大規模な供託所においては「市場化テスト」を実施することができるのではないかとといった意見も、あるいはあるのではないかと考えられます。

しかしながら、供託の受理または払渡しに係る供託所の処理手続は、これらの大規模な供託所におきましても、供託官を含む専従職員により一体として行われているものでありまして、他の供託所と何ら変わるところはありません。むしろ、これらの大規模庁が存在する大都市圏におきましては、紛争も多様でありまして、複雑かつ困難な事件が申請または請求されることから、その処理は専門的知識及び能力を有する者により行うことが強く要請され、民間事業者において事務を任せるとはかえって困難であるとすら考えられます。

また、先ほどごらんいただきました資料①の「供託事務処理手続の流れ」のとおり、供託の受理または払渡しに係る供託所の供託事務全般の処理手続は、これまでお話ししてきました手順に従いまして、供託官と供託事務を担当する職員とが一体となって、しかも即時処理を原則として行われるものでございます。したがって、これらの事務のうち一部を切り出して、これを民間業者に扱わせるということも不可能です。

なお、供託事務への民間事業者からの参入等の要望は、これまで全くお聞きしたことがありませんけれども、それも当然のことであろうと考えております。仮に、供託事務につきまして「市場化テスト」を実施しましたとしても、参入の意思に加えまして、供託事務において必要とされる審査能力あるいは信用力を兼ね備えた一般の民間事業者は存在しないと考えられるからでございます。

この場合、受託事業者をあえて想定するのであれば、先ほども触れました銀行等の金融機関に限られるのではないかと考えられます。

しかし、銀行等も現下の情勢の中で合理化等を積極的に実施しているということは、改めてお伺いするまでもなく公知の事実であろうかと存じます。そのような銀行等が本業を行いながら供託事務を行うための高度な専門的知識及び能力が要求される要員を育成、確保して、供託事務に新規に参入するということは、およそ想定し難いと考えられます。

供託に関する事務と銀行等の一般的な預金業務とを比較した場合、先ほども申し上げました審査事務の内容として要求される内容、質が全く異なるものであることは明らかですし、むしろ、全国各地の供託所には、銀行等の金融機関から、相続等に起因しまして、預金等の払戻業務に困難が生じた場合に、供託所に供託を受理してもらえないかという相談が度々寄せられているという事態す

ら生じているのが現実でございます。

のみならず、供託事務を行うことによりまして、国の委託費の中から利潤を上げる余地というのがほとんど存在せず、かえって敬遠される要素が多いのではないかと考えられます。具体的にその敬遠される要素について申し上げますと、先ほどの審査事務の内容、質が全く異なるということのほか、供託の受理または払渡しに係る審査及び処分には即時性が求められ、その事務処理の負担は極めて大きいと考えられること、供託所のうち法務局及び地方法務局の本局、大規模な支局におきましては、金銭供託につきまして現金の受入れの取扱いを行っておりますが、近時の銀行等におきましては、むしろこの現金の取扱いに係る業務の減量化を積極的に進めていること、現在の供託事務は国家機関として平日の午後5時15分まで行っておりますけれども、銀行等の窓口業務時間が午後3時までであること等が挙げられると考えられます。

さらに、金銭や有価証券を取り扱う供託事務は確実かつ迅速な事務処理が全国統一的に要求される事務でもありますが、供託制度の利用者は金銭関係のトラブルあるいは何らかの紛争に巻き込まれた方々がほとんどであり、このような方々の要求に反する処分をした場合には、高度な説明を求められることにもなります。

供託事務を担当する担当者には、高度な法的知識のほか、さまざまな能力が要求されるわけでございます。加えまして、供託事務のミスに対しては厳しく責任を問われる可能性がある点を考えますと、やはり銀行等の金融機関が受託事業者として手を挙げるということは想定し難いと考えられます。

以上が、私どもが考えております2点目の理由である「市場化テスト」を実施するメリットがなく、受託事業者が見込まれないということとございまして、先ほどの1点目の理由とございまして、供託事務は高度の専門的知識及び能力を必要とする法律審査事務であり、法務局職員でなければ担当することができない事務であるということと併せて考えてみますと、結論といたしましては、民事局長が冒頭に申し上げましたとおり、供託事務は到底「市場化テスト」になじむ性質のものではないと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○落合主査 ありがとうございます。

それでは、御自由に質問あるいは御意見のある委員の方は御発言をお願いしたいと思います。

○渡邊副主査 では、今の御説明について質問させていただきたいと思います。

法務省が、供託については、絶対に「市場化テスト」に反対であるという御見解は、今の話を伺って理解できた気がしますが、まず、一番大きな理由として高度の専門性ということを恐らく言っておられて、次に、経済的なメリットがあるかどうか、それから、受託事業者が存在するのかどうかという点については、恐らく高度の専門性があるかないかというところが、今の御説明の中でも随分言っておられましたが、影響しているのかと思います。

そこで第1点目として、高度の専門性ということについて伺いたいと思います。審査の対象については職務上の調査義務が生じるという御説明がございましたが、同時にいただいた資料ですと、全部即時処理となっております。

しかもその調査義務について、まさに自ら引用しておられる昭和 59 年の第二小法廷判決で「審査の対象は、供託書の適式性、添付書類等の存否等の手続的要件に限られるものではなく」とあり、これが形式的なところだけではなくとっておられたところだと思いますが、他方、実質審査のところも「提出された供託書及び添付書類に基づいて判断しうる限りにおいて」と書いてあって、率直に申し上げれば、それぞれの供託の根拠になっている条文上、例えば弁済したと書いてあるのに、何かそれと矛盾するような供託を受け入れてしまったということなどであれば、すごくよくわかるのですが、ここに書いていただいているような当事者適格とか、裁判でも最後までいかないと判決が出ないようなマターについても、そういうことを理由に高度の専門性といっておられるような側面もあるように思います。専門性といわれたときに、ここに書いてある当事者適格とか書面の限りにおいて判断される場合でも、高度の専門性を有してほかの者にはできない、法務省の職員の方以外にはできないという理由が、御説明からだけでは理解できなかったのですが、そこを教えてくださいたいと思います。

例えば具体的に当事者適格について、法務省の方だったらこのようにやっているけれども民間ではできないというところを教えてくださいませんか。

○江原課長 ただいまの渡邊委員の御指摘ですけれども、提出いたしました資料④の「審査事務の具体的内容」のところを書かせていただきました、具体的に中核となる審査事項の中の受理手続のところ、⑦で挙げさせていただいたものだろうと思います。

これは勿論、訴訟でいうところの当事者適格と似たような意味で使っている当事者適格でございます。これは当該具体的な事件に照らして、その人が供託者あるいは被供託者の地位にある者であるということ、言うことができるかどうかという審査になるわけでございます。

例えばということで申し上げた方が多分わかりやすいかと思います。例えば、よく言われるのが地代家賃の弁済供託というものがございます。一説には、それが定型的なものではないかと指摘される場合もあるように聞いていますけれども、私どもは全く定型的なものではないと考えているわけなんです、それが多分同じような、今の御質問に対する答えになるのではないかと考えますので、それをちょっと具体例として挙げさせて答えさせていただきたいと思います。

この弁済供託というのは、渡邊委員は弁護士として法律専門家でございますから釈迦に説法でございますけれども、弁済供託というのは、民法の 494 条が定めているものでございまして、債権者と債務者がいる、その場合に債権者が受領を拒絶する、あるいは受領が不能である、さらには債権者がだれだかわからないという債権者不確知、そういった事実が認められる場合に、債務者が弁済供託をするということでございまして、それによって債務の消滅という法律効果が生じるというわけでございます。

この弁済供託について、例えば債権者不確知の場合で説明したほうがよろしいかと思いますけれども、この資料④で挙げた例でございますけれども、この資料④の下の方に「実体的要件の審査に関する具体的な幾つかの基本的事例」ということで幾つか事例を挙げておりますけれども、この受理手続の方をごらんいただきますと、弁済供託を例として挙げておりまして、債権者不確知の場合ということで、一番冒頭の例をごらんいただきますと「○ 相続関係事例」ということで「貸貸人

が死亡し、その相続人が数人ある場合において、賃借人は、各相続人の賃料債権の額が不明であるとして、供託をすることができるか」という問いがございます。これは渡邊委員であればもうすぐにおわかりのとおりですけれども、金銭債権ですから法律上当然分割債権になるということで、法定相続人分に従って相続されるということになります。

したがって、これは答えとしては供託をすることができないというわけになるわけでございます。なぜなら、各相続人に対して法定相続分のとおり賃料を支払えばいいから、債権者が不確知であるということにはならないというわけでございます。

それから、その次をごらんいただきますと「○ 債権の二重譲渡等事例」というのがございます。①をごらんいただきますと「2通の確定日付ある債権譲渡通知が同時に到達した場合において、債務者は、債権者がいずれの譲受人か不明であるとして、供託をすることができるか」という問いを出しております。これも有名な最高裁の判決でございますけれども、この場合はいずれの譲受人も弁済を全額請求することができるということになるわけですから、債権者不確知にはならないと、請求があればそれに払えばいいというだけの話です。

それから、他方で払渡手続の方をごらんいただきますと、隣ですけれども、一番上にある事例です。これも債権者不確知の場合ということで挙げておりますけれども「○ 相続人からの賃料の還付請求事例」ということですが「賃貸人が死亡し、その相続人が不明であるとして賃借人が債権者不確知による賃料の供託をした場合において、賃貸借の目的物たる不動産の所有権を取得した相続人からその旨記載された遺産分割協議書を添付して払渡請求があったときは、供託官は、当該払渡請求に応じることができるか」、これは比較的新しい最高裁の判決がありますけれども、平成17年ということで、この場合には一見すると多少法律をかじった程度であれば遺産分割の遡及効によりまして、この物を取得した人が初めから賃貸の目的物を持っていたということになって、その賃料は果実として請求できるのではないかとも思われるところだと思っておりますけれども、この最高裁の判決はそうではなくて、この相続開始後の賃料については先ほどと同じく、当然に遺産に属するのではなくて、当然に相続人もこれに応じて取得するといっているところでございます。したがって、この人は当事者適格がないということになるわけでございます。

具体例で申し上げましたけれども、こういった事例というのがさまざまあるかと思ひまして、この辺は法律専門家あるいは、そういった訓練を受けている法務局職員でなければできないのではないかと考えているところでございます。

○渡邊副主査 済みません。今のところで私が質問しようと思った趣旨は、法務省の職員の方でないといけないのかということのを伺いたかったのですが、今の御説明だと法律専門家あるいは法律専門家に準ずる人、どこまでいいのかわからないですけれども、例えば弁護士であるのか公証人であるのか、あるいは司法書士、行政書士の方で、多分法律的な基本的な部分と、まさに登記も同じですけれども、要するに先例の部分、多分裁判所の最高裁の判決はフォローしようと思うのでしょうか、今までの供託所の実務でこういうのは受ける、こういうのは受けない、民事局の方で統一見解を出しておられる通達とか、そういうところの知識があれば、むしろ、外部の法律に準ずる法律専門家あるいはそれに準ずる人達もできるのか、それともやはり、そこは法務省の職員の方でな

いとだめなのかというところを伺いたいです。

先ほどから、多分、受託事業者は存在しない、あるいは金融機関しかないというお話をしておられるので、そういう前提でお考えなのかもしれませんが、ほかの「市場化テスト」の例からいうと、ある機関が、あるいはある会社がその専門家を雇ってやるという場合も相当あるものですから、それが金銭的にペイするかどうかは別として、先ほど何か弁護士を使えばコスト削減にならないというお話があったので、初めからそういう法律専門家は抜いてお考えなのかもしれないと思ひ伺います。

今、ロー・スクールの関係等でどんどん弁護士も増えている。ロー・スクールを出たというより法律を勉強した人達、それから、そういうものとして企業に雇われる人達も今、増えつつあると言われており、本当に法務省の、あるいは本局で今までやってきた人達ではないとできないことなのか、法律的な知識のある人がある程度、今までの民事局の先例等を、公表されていないものがあれば公表していただく必要があると思いますが、そういうものがあればできるのか、それでもできないのか、その辺りを教えていただきたいというのが先ほどの質問の趣旨です。

○小幡副主査 併せてよろしいですか。1対1だと時間がかかりますので。

○落合主査 どうぞ。

○小幡副主査 同じようなことを私も思っております、先ほどから、非常に難しい仕事なので、いま供託所にいらっしゃる職員でないといけないというお話をなさっているのですが、いまの職員の方というのは資格等がありますか。

つまり、地方の法務局の供託所にはほんの1人2人のようなところがあり、しかもその方はほかの仕事もしながらやっているとすることですね。大都市部はある程度集まるから慣れていらっしゃると思いますが、その津々浦々にいらっしゃる職員の方、ほかの仕事も兼ねていらっしゃる方が、的確・迅速に判断して即日の回答をするということはすばらしい能力だと思って非常に感心して聞いていたのですが、どういう訓練をされてどういう資格を持っていらっしゃる方なのでしょうか。

○原局長 資格という意味では、何々の資格を持っているということではございませんで、先ほど担当課長から御説明申し上げた資料⑤にあるように、法務局職員として採用して以来ずっと組織的な研修をやって法的な判断、審査ができるようにして、最終的に供託官を養成しているというわけでございます。

法務局職員でなければできないという言い方をしましたのは、現在、供託所で担当しているような職員に必要とされる専門的知識・能力を有する者、それは弁護士さんでも勉強していただければできると思いますけれども、弁護士さんにこの供託所で供託をもし実施していただくとすれば、それは当然コストが高くなりますので「市場化テスト」の理念には合わないでしょうということを申し上げているわけでございます。

○小幡副主査 そうすると、その供託官をなさっている方はほとんどずっと、供託官のままで動かないということですか。

○原局長 そんなことはございません。登記をやったり戸籍をやったり訟務をやったり、いろいろ

な仕事をすることによって様々な法的な判断ができるようになっていくということで、供託官になったらそれで動かないというわけではございません。

○小幡副主査 法務省のその非常に優れた方々は、大体各法務局に2人とかそういう配置ですね。

○原局長 供託官は1人です。

○小幡副主査 その1人はどうやって養成するのですか。ごくわずかな方を東京等に集めてずっと研修をして、そして赴任させるのですか。人事的に大変ですね。

○原局長 資料5をごらんいただきますと、それぞれの事務で本省に集めて研修することもございますし、各地方局あるいは管区局で専門的な研修をやり、若いころに供託の事務官として供託官の補助をするということをし、さらに供託事務担当者になれば、この上に書いてあるようなさらなる研修をやり、こういうことを長年にわたって積み重ねています。

○小幡副主査 そうすると、特別にそのための研修というのがあるわけですね。

○原局長 そうです。

○小幡副主査 その研修をやるためには、当然マニュアル教材などもつくられている。

○原局長 それは供託法についての。

○小幡副主査 そうです。どういうときに受理をしたらいいか、あるいは新しい最高裁判決等も、出てきたらそれに伴ってマニュアルも恐らく更新されていく。それで勉強して、次に現場に行くのですね。

難しいお仕事を御自分のところでどうしても抱えたいとおっしゃっているのは大変責任感のあることだと思いますが、もう少し柔軟に考えますと、結局は、恐らく紙ベースに書かれたことでしか判断できないわけですね。どんなに複雑であってもすでに決められたことに基づいて判断して、供託を受けるか受けないかを決定する。

恐らくそういうことになると思うのですが、そうするとやはりある程度はマニュアルにせざるを得ないところは当然あります。職員の方々も、資質的にすぐれていて、能力の素晴らしいスーパーマンのような方がいるようなイメージで先ほどから伺っていたのですが、実際には、その前提には、やはりいろいろ訓練とか研修というのがあるのでしょうか。いかに効率的にわかりやすいような形でマニュアルをつくるかという工夫もありましょうし、そういう形でほかの方でもできるようにしていくということが大切なはずでして、なぜ完全にシャットアウトしてしまっただけで独占しなければならないかというところが、伺っていやや不思議に思ったところです。

その辺りはどうですか。

○原局長 少し誤解があると思いますが、例えば供託の受理の場面の供託書に、非常に理路整然として供託原因があるということを書いてあるのが非常に少ないわけでございます。現実的な紛争をごたごとと書いてあって、これで供託したいという相談が普通あるんですが、その相談を受けて、紛争の実体は何なのかと、これは本当に供託できる事案なのかどうかというのをよく聞いて整理してあげないと、供託の受理の手続に入っていないというケースもあるわけなんです。

ですから、法務局職員でなければできないというのは今の体制、それから今、私どもはこれに代わるような人材がいると思いませんから、これまでの供託制度を担ってきた者の自負として申し上げ

げているわけでございまして、弁護士さんがもしおやりになりたいということで勉強されれば、それはできるであろうと思います。

ただ、その場合にはコストが相当高くなるでしょうということを申し上げているわけです。

○小幡副主査 この供託制度というのは、民事の取引に必要なものとして法律上あるものですが、今、いろいろ財政事情が苦しいときに、手数料とか、少し受益者負担をしてもらおうとかいうことは考えられたことはありますか。

○原局長 これは制度創設以来手数料を取っておりませんので、それ自体大きな問題になりますね。これが供託者、被供託者だけの法律関係であれば、ある程度取るということも考えられるかもしれませんが、この供託制度があることによって、法秩序の維持ということで、公益目的があるということで恐らく手数料を取っていなかったわけですから、これについて、これからもし取るということになれば、それは国民的な御議論をしていただかないとなかなか難しいのではないかと思います。

○小幡副主査 そのことを申し上げたいのです。国民的な議論でよいのですが、裁判も手数料が要りますね。これまで確かに手数料を取っていらっしやらなかったということなので、難しい事情はよくわかります。これは国民生活にとってとても大事な必須なものであるから。

供託法ができたのが何年ですか。

○江原課長 明治 32 年です。

○小幡副主査 そうですね。世の中いろいろ変わっていくから。

全員が供託を利用するとは限らないわけですが、もちろん小口の方はかわいそうだとか、賃貸の地代などは気の毒だと、それは個別にはいろいろありましようけれども、それは制度の決め方次第です。

官民競争入札とは少し離れますが、いろいろなことを少し考えていっても本当は良いのかなと思います。もちろん、国民に最終的には聞かなければいけない話ですが、今まで取っていなかったからもうずっと取らないでいて、供託官の方がやって、供託官も人事的にどのぐらい固定してどうなっているのかわかりませんが、その制度で良いのだとずっと思われているのですが、時代も変わったので、もう少し考え方があるのかなと思います。

それから、例えば今の供託のやり方も、受理するときのお金の預かり方など、もっとか、ユーザーが例えばこうしてほしいというようなこともあるかもしれない。現金などで持ち込むのは大変だとか、いろいろありますね。

そういうことは、多分、いろいろ手数料を取らないとできないことなのかもしれませんが、逆に手数料を取ってもっとうまく回るということもあるかもしれないから、少しいろいろなことを考えられてもよいと思って聞いておりました。

○渡邊副主査 高度な専門的な準司法作用というところで、おっしゃることはわからないでもないのですが、なぜ高度な準司法作用かと、今のお話を伺っていると、あたかも供託書のレベルというか段階で、受理する段階で何か法律相談を受けて整理してあげて書くような形、きちんと書けるような形に指導しないと、供託事務のプロセスが進まないと言いました。

同時に、弁護士を使えばコスト削減にならないと先ほどからお話が出ていて、こんなに弁護士が

嫌われているのもつらいという気はいたしますが、先ほどから繰り返しますけれども法律家と言ったときに、必ずしも弁護士ではなくて、もっとパイは広いと思います。それこそ司法書士、行政書士の方もお話を伺う。私たちもちろん仕事をする上でお話を聞くところから始まり、書面化するまでのプロセスというのはそれなりに大変で、その書面化するプロセスでは基本になる最高裁の判例だけではなくて、まさにこれで供託を受けていいのかどうかという先例とか、そういうところの重要性はわかっているつもりですけれども、他方、やはりそれがゆえに供託所の今までやってきた人しかできないというのは、ちょっと説明としては不足しておられるのではないかと感じていました。

コストの問題はさておき、本当に高度な専門性があるのかどうかという次に、それでペイするかどうかとかいう話はあると思いますが、例えば登記でも何でも、実際にみんな申請をしようとするときに会社の法務の人とか、それこそ供託であれば同じなんですけれども、皆さんはまず法律を見て判例がないかを見て、それからプロセスとして、先例として公表されておられるもので、これは持っていてもそのまま受けられないということを、例えば企業法務の方だったら実際やっておられます。

どういうところを対象に置いて高度の専門性と言われるかという点は、恐らく幾つか局面があって、先ほど例に挙げられた、本当に法律はよくわからないけれども、とにかくこのお金を持って来なければいけないんだという人を対象に考えるのか、もうちょっと企業法務的に持っていく人達を考えるのか、そういう局面はあろうかと思うんですけれども、一体どこの部分が中心で、例えば弁済供託が7割8割なのか、それとも企業法務の、例えば銀行法でいう、あるいは旅行の積立金のようなものを供託、これがどうなのか、その辺りの、どのぐらいの比率でどういう人達を対象にしているのかということをお伺いしたいのです。多分、今の御説明も、私の受け止め方は違ってくると思います。

前置きがちょっと長くなりましたけれども、そういう意味では具体的な供託の窓口なり受付、受理あるいは払渡し、類型立てていうと、別に担保供託とか弁済供託という仕切りではなく、具体的に目に見えるユーザーを考えたときのどういうことを念頭に置いておられるのか、それを教えていただきたいと思います。

もっと申し上げると、最高裁の判例に出てくるようないろいろな考え方があり得て、訴える訴えられないという関係、ある意味条理的な極めて希有な場合を想定するよりは、多分本当にデイリーで、どういうことを通常のものとして行っておられるのかというところを想定してお話を伺った方が具体的なイメージがわくと思うので、そういう切り口でどんなものなのか教えていただけますか。○落合主査 今の渡邊委員に関連して、ここに判例で問題になった例が挙げられているのですが、非常に高度な職務だということを示すためにこれらは挙げられていると思います。しかし実際、職務としてはトラブルもなしに、スムーズに処理される割合というのは本来は多いのではないのでしょうか。つまり、このように裁判によってまで争われるのは非常に希有なケースではないかと思えます。

そうすると、一般的に問題がなく行われている部分が、恐らく9割以上はそうであり、現実には

大半の実務は、あまり問題なくスムーズに行われているとすると、供託事務の全体的な難易度を評価するためには、極めて割合の多い部分もカウントして、トータルとして一体どの程度の難しさの業務なのだろうかをはっきりしてくると思います。その意味でここで挙がっているのは例外的な特に難しい、ごく一部のケースにすぎないようなものではないかという疑問がまず1つあるということです。

それから、「市場化テスト」に適さないのではないかということを言われているわけですが、公共サービス改革法でいう「市場化テスト」は、実は今後も公務員が自らやった方がよい公共サービスであるということを「市場化テスト」というものを通じて立証することによって、依然として公務員が自ら実施することが、より効率的であり、国民の期待にも十分こたえられているものであると評価される方法でもあり、そうすれば、公務員が今後とも自らやっているとということになるものなのです。

ですから、お話を伺っていると、むしろ供託業務は、「市場化テスト」にかけてくださいと、これをかけてもらえれば自分たちが言っているように非常に効率的に公共サービスが官自らによって行われていることがわかるのではないかと思います。

それから、効率的で質の高いサービスが現に行われているから、国民の方からもほとんど不満がありませんということが、民事局の方で言ったところで、それを客観的かつ具体的に裏付ける証拠があるわけではないものなので、客観的にどういう裏付けでそういうことが言えるんだろうかというところが出てこない、監理委員会としてはごもっともというわけにはいきません。

むしろ、客観的な第三者的な委員会である監理委員会の「市場化テスト」にかければ、そこは非常に客観性のある形で、コストの面でもサービスの面でも検証はできるわけなので、うかがっているように大変自信があるというお話なので、むしろそういうことをお考えだったら、なおさら市場化テストにかけていいのではないかと。もしそれができないというのであれば、我々が納得できるような、供託事務というものは非常に効率的に行われており、しかもサービスの内容としてもほとんど不満が出ないように素晴らしいサービスが行われているということに関する証拠を、我々が納得できるような形の客観的なデータに基づいて出していただけられないといけないのではないかと思います。

一応御説明を伺ったのですが、その御説明が真のものであるということを確認する客観的な部分が必ずしも、現時点では我々は認識できていないものですから、この辺のところを積極的に、もしあるのであればお出しいただきたい。もし、それが無いというのだとすると、むしろ「市場化テスト」にかけた方がよいのではないかと。そうすると客観的なデータが監理委員会の管理の下に出ることになりますから。その辺のところを考えていただきたいと思います。確かに御主張は非常によくわかりましたが、それを裏付ける客観的な証拠はないわけであり、全体的な割合ではきわめて少ない非常に極端に難しい例というものだけが出されているのではどうも納得がいかないかと思うのです。

江原課長、どうぞ。

○江原課長 時間もありませんので、簡潔に申し上げます。

今、落合先生がおっしゃった点ですけれども、むしろ私どもは効率的にすべてうまくいってやっていると思うんですけれども、それについて、ここが効率性がないんだということを具体的に御指摘をいただいた方が、多分やりやすいかというのが1点です。というのは、そういうのを聞いたことがございませんので。

それから、もう一点は、挙げました最高裁判決で引用させていただいたような事例ですけれども、別に決して珍しい事例ではなく、それから、ついでに言いますと、ここには書いていませんけれども一般的な家賃の弁済供託なんかの場面でも、先生方が御案内のとおりですけれども、これはむしろほかの方々に聞いていただいた方がよろしいかと思えますけれども、一般に債権者による受領拒絶の要件としては、これについては受領遅滞の要件が必要であるということで、きちんとした弁済の提供がされているかどうか、そういったものが常にケース・バイ・ケースで問題になります。それは、先ほど民事局長が申し上げたとおり、抽象的に問題になるのではなくて、すべて具体的な事例に則して問題になるということでございますので、よろしくお願ひします。

○落合主査 わかりました。ただ、それはしかし書面で見るわけだから、それを立証する書面を出しているわけでしょう。だから、具体的にどういう書面を出せばその要件が満たされるのかということで、その書面の内容が非常に複雑である。あるいは先ほど挙げた例では、例えばこの20ページの相続関係の事例だって、賃貸人が死亡しているんだけど、賃貸人が死亡した事実というのは一体どうやって立証するのかというのがそもそもありますね。その場合は、何か書面で判断しなければいけないわけだから、そういう基礎的なもので、どういう添付書面というものを要求しているかによって違ってきますね。

○小幡副主査 それはホームページで当然わかりやすく出してあげているわけですね。ユーザーが間違っって中途半端な書き方をして、受付の窓口で困らないようにということは当然なさっているわけですね。

○江原課長 ケース・バイ・ケースで千差万別ですので、類型化というのはなかなか難しいと思います。まさに先ほど民事局長からも申し上げたとおり、個別的事案について相談があって、それを整序して書いていくということになりますので、それに合わないものを書いたところで、それは供託原因を欠く無効な供託ということになりかねませんので、そうしますと・・・。

○小幡副主査 御相談してこちらで書いてあげるのですか。

○江原課長 書いてあげるということではなくて、整序していくということなんです。

○落合主査 ほとんどの事件が、そういうものですか。

○江原課長 統計はございませんので、ほとんどかどうかは、はっきりとしたことは申し上げられませんけれども、そういう事例が多いということでございます。そこを省略して飛ばして書面だけもらって、はい、いいですねということになると、場合によっては供託原因を欠く供託として無効ということになって、そうすると法定解除権が発生して、甚大な影響が・・・。

○落合主査 それはわかりました。ただ、要するに我々がわからないのは実際の実務で、一体供託を申請する件数のうちのどのぐらいの割合が窓口でトラブルを起こすようなものとなるのかということなんです。

○江原課長 きちんとやっているから、トラブルはないということなんです。

○落合主査 それから、先ほど我々の方から問題点を指摘してほしいと言われたけれども、法務省と監理委員会とでは情報の格差が非常にあるわけです。我々は供託業務を実際にやったわけではないので、それらの情報はすべて法務省にあるのですから、むしろ立証責任の方は法務省の方にあると思います。立証はわれわれにあるとなると、言わば公共サービス改革法に基づく監理委員会はその職責を果たすための行動がまったくできないということになってしまうわけで、だから情報を有する方が、情報の格差をうずめる努力をすべきであり、それが十分なされたうえで、一体この供託という制度を公共サービス改革法の対象とするのはふさわしいかどうかを議論したいわけなのです。我々の方はそういう意味で、何か言えと言われたって、現実、今、御説明を伺った程度のものしかないわけなので、むしろ法務省の方で情報を積極的に出していただいたうえで今後さらに議論をしていきたいということです。

○小幡副主査 ユーザーからアンケート等をとっていらっしゃると思いますので、そういう結果も出していただければ。

○落合主査 事務局長、どうぞ。

○佐久間事務局長 それに関連していきますと、データとして平均的な処理時間とか手戻りがどれぐらい発生するのかとか、そういう業務フローの実態に則したデータというのがちゃんと取られているのかどうかというのがあるんです。そういうものが提供されないと、なかなか現場での実情というのがわからないんです。

非常に短い時間で多数の処理をしていると伺っていますので、その辺、職員さんの数と労働時間と処理件数でもって、こうやって単純計算をしてもある程度想像はつくんですけども、そう長い時間はかかっていないのではないかと思いますけれども、実際計ってみられたらどうでしょうか。

それから、もう一つは、これまで民間で実際に行われたことのない、言わば実務経験が民間にないような場合のケースで我々はよくやることでありますけれども、官側が研修をしてトランスファーをするというのは極めて当たり前のことでありますので、トランスファーラブルでないというのでなければ、研修をしてある程度素質のある方が来て、その方たちにトレーニングをほどこすと、法務事務官の方とほぼ相当するような実務経験というのは世の中にたくさん転がっていると思います。そういう方に対して研修をするということをお考えになったことはないのでしょうか。それによって、民間の方たちがそれほど高い法務実務というものを、あるいは資格をお持ちでない方であっても、所定のトレーニングを経て処理をしていくという可能性をお考えになったことはないのでしょうか。そういうことは十分あり得るのではないかと改めて御指摘をいたしております。

○落合主査 少し時間がオーバーしてしまいました。

そういう意味で、監理委員会としてもやみくもに「市場化テスト」の対象にしようというわけではないのであって、コンストラクティブな形で客観的な議論をして、その是非を決めたいと思っておりますので、そういうコンストラクティブな議論ができる材料を是非、出していただきたい。例えば、この人員で非常に効率的にやっておりますと言うんですけども、本当にこの人員よりも、もっと少なくともできるのではないかと、一体現状でどのぐらいのコストがかかっているの

うかとかいう辺りの情報が、全く我々はわかりませんので、それらも含めて本当に効率的な形で供託という公共サービスが行われているのかどうかを客観的に認識できるような材料を積極的にお出しいただき、更に御議論をさせていただきたいと思っております。

そういう意味で、日程等あるいはこちらからお願いする資料等も含めまして、事務局の方と調整しながらやりたいと思います。したがって、またお願いをすることになろうかと思っておりますけれども、どうかよろしく願いいたします。

本日のところはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。